

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年4月11日	
【会社名】	株式会社日本創発グループ	
【英訳名】	JAPAN Creative Platform Group Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 一郎	
【本店の所在の場所】	東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号	
【電話番号】	03(3807)8411	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菊地 克二	
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号	
【電話番号】	03(3807)8411	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菊地 克二	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	177,209,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	258,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年4月11日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	258,700株	177,209,500	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	258,700株	177,209,500	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
685	-	100株	平成29年4月27日(木)	-	平成29年4月28日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社日本創発グループ 管理本部	東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 九段支店	東京都千代田区神田神保町二丁目4番

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
177,209,500	250,000	176,959,500

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、割当予定先である株式会社ウイルコホールディングス（以下「ウイルコホールディングス」といいます。）との関係強化を目的とするものであります。差引手取概算額については、当社グループが利用しておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により、平成29年4月以降の運転資金として充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社ウイルコホールディングス
本店の所在地	石川県白山市福留町370番地
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第38期（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日） 平成29年1月27日北陸財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第39期第1四半期（自 平成28年11月1日 至 平成29年1月31日） 平成29年3月14日北陸財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社株式101,300株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	平成29年2月13日付包括的業務提携契約を締結しております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年4月11日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、クリエイティブサービスを事業とし、お客様が創造性（クリエイティブ）を表現するために必要である多様なソリューションを提供するため、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、幅広いビジネスを積極的に展開、推進しており、汎用的な一般情報用紙への印刷にとどまらずに、特殊素材・立体物への印刷に加え、多岐にわたる「カタチあるモノ」、例えばノベルティ・フィギュア・3Dプリンター造形など、またデジタルコンテンツなどのソリューションの提供を行っております。

一方、ウイルコホールディングス各社は、情報・印刷事業、メディア事業及び知育事業を中心に事業展開を行っております。このうち、情報・印刷事業においては、一般的な商業印刷物のみならず、印刷加工機を駆使したポップアップするDM、両面に印刷を施した剥離紙のないシール、糊もハサミも要らないペーパークラフトなど独自製品の開発、製造、販売を、メディア事業においては地域密着型無料情報誌の発行及び求人サービスの提供に努めております。また、知育事業においては、音のする絵本、知育本、教育玩具等の企画及び販売等を行っている企業グループであります。

両社は、平成29年2月13日付で「株式会社ウイルコホールディングスと株式会社日本創発グループとの包括的業務提携に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、両社の更なる事業規模の拡大・企業価値の向上に寄与するため、設備の重複投資を避け、付加価値商品の開発及び拡販、デジタルワークフローの高度化、生産ノウハウの共通化等により、両社の企業価値の向上を図るため、包括的業務提携契約を締結しております。

今般、両社が互いの株式を取得(以下、「本件株式取得」といいます。)し、相手方の企業価値に対する利害関係を強めることが今後の事業展開を加速させるとの判断のもと、前述の包括的業務提携に加え、本資本提携を実施することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 258,700株

e 株券等の保有方針

当社は、当社と割当予定先との資本業務提携が有効である限り、割当予定先は本自己株式処分により割当てられる当社株式を原則として保有する方針であることを確認しております。

なお、割当予定先が払込期日から2年間において割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名および譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は割当予定先から確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、ウイルコホールディングスが提出した平成28年10月期の有価証券報告書、平成29年10月期第1四半期報告書に添付されている連結貸借対照表等にて、本自己株式処分により取得する株式の払込みに要する十分な現金及び預金の保有を確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるウイルコホールディングスは東京証券取引所に上場していること及び同社が平成29年1月26日に東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書の「内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の内容から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び関係会社が反社会勢力等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額については、本自己株式処分にかかる取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の前日である平成29年4月10日の東京証券取引所における当社株式の終値の685円といたしました。

当該価額を採用することにいたしましたのは、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

また、処分価額の685円につきましては、当該払込金額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成29年3月11日から平成29年4月10日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値704円(円位未満切捨て)に対しては2.7%のディスカウント、同直前3ヶ月間(平成29年1月11日から平成29年4月10日まで)の終値の平均値である687円(円位未満切捨て)に対しては0.3%のディスカウント、同直前6ヶ月間(平成28年10月11日から平成29年4月10日まで)の終値の平均値である658円(円位未満切捨て)に対しては4.1%のプレミアムとなっております。上記を勘案した結果、当該処分価額が特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。また、当社は処分価額の算定根拠について日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているものと考えております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は258,700株であり、本自己株式処分前の当社の発行済株式総数に対し2.12%(小数点以下第三位を四捨五入、平成28年12月31日時点の総議決権数112,012個に対する割合2.31%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分は相手方の企業価値に対する利害関係を強め、本資本業務提携を加速的に推進することを目的に行うことから、当社の企業価値向上につながるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社TKO	東京都港区赤坂8丁目4-14	5,016	44.78%	5,016	43.77%
日本創発グループ従業員持株会	東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号	1,511	13.49%	1,511	13.19%
株式会社ウイルコホールディングス	石川県白山市福留町370番地	101	0.90%	360	3.14%
三本松 裕興	埼玉県さいたま市北区	330	2.95%	330	2.88%
鈴木 隆一	千葉県松戸市	326	2.92%	326	2.85%
仲田 広道	神奈川県川崎市麻生区	324	2.89%	324	2.83%
中田 久士	東京都港区	303	2.70%	303	2.65%
野村信託銀行株式会社（日本創発グループ従業員持株会専用信託口）	東京都千代田区大手町2丁目2-2	272	2.43%	272	2.38%
藤田 一郎	東京都世田谷区	112	1.01%	112	0.98%
村田 健	東京都目黒区	112	1.00%	112	0.98%
計	-	8,410	75.09%	8,669	75.65%

(注) 1. 平成28年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式976,512株（平成28年12月31日現在）は、本自己株式処分により平成29年4月28日に258,700株が処分され、割当後は717,812株となります。但し、平成29年1月1日以降の単元未満株式の買取、買増分は含んでおりません。

3. 割当後の大株主の状況につきましては、平成28年12月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による株式数258,700株の増加を考慮したものであります。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年12月31日現在の総議決権数112,012個に本自己株式処分により増加する議決権数2,587個を加えた数で除した算出した数値であります。

5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第2期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年4月11日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年4月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第2期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年4月11日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（平成29年4月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年3月30日に開催された当社第2回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

藤田一郎、鈴木隆一、寺澤眞一、鈴木俊郎及び菊地克二を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件					
藤田 一郎	91,949	115	-	(注)	可決 99.88
鈴木 隆一	92,006	58	-	(注)	可決 99.94
寺澤 眞一	88,478	3,586	-	(注)	可決 96.10
鈴木 俊郎	92,006	58	-	(注)	可決 99.94
菊地 克二	91,999	65	-	(注)	可決 99.93

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります

有価証券報告書	事業年度 (第2期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月30日 関東財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月30日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小沢 直靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 佳之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本創発グループの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本創発グループ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本創発グループの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社日本創発グループが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月30日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小沢 直靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 佳之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本創発グループの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本創発グループの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。